

令和6年度 坂東市公共事業再評価委員会 会議記録（概要）

1 日 時 令和6年10月2日（水） 午前10時～11時50分

2 場 所 坂東市役所1階 多目的ホール

3 出席者

○木村敏文市長（途中退席）

○委 員 田村光子委員長、上坂理一委員長職務代理者、相野谷洋子委員、
神戸俊裕委員、和田由記子委員
（欠席 林淳一委員）

○事務局 企画部長、管財課長、介護福祉課長、商工観光課長、水道課長、
企画課長、各課員11名

4 会議要旨

（1）市長挨拶（要旨）

本日はご多用の中、坂東市公共事業再評価委員会にご出席いただき、心から感謝いたします。また、市政に対する温かいご理解とご支援に重ねて御礼申し上げます。

現在、全国的に超高齢化と人口減少が進む中、限られた財源を活用し、安全で安心な地域づくりが求められています。本市も「みんなで作る やすらぎと生きがい 賑わいのある都市坂東」をキャッチフレーズに掲げ、次世代への負担の軽減を図りながら、さまざまな事業に取り組んでいます。

今後の政策としては、圏央道の開通に伴う坂東PAやハイウェイ・オアシスの整備、フロンティアパーク坂東の企業誘致事業、「坂東将門の里」と名付けられた旧下総利根大橋料金所跡地の「産業経済交流施設」事業などを進め、市の活性化を図っていきます。

行財政改革につきましては、人口減少と超高齢化社会に対して、持続可能な行政運営が最重要課題となります。改革には厳しい判断が必要となりますが、市民の皆様とともに考え、市民の皆様寄り添った市政を実現したいと考えています。皆様には、事業見直しにおけるご尽力に感謝し、引き続きご協力をお願い申し上げます。

また、これまでの改革の成果として、地方債残高を市長就任時より65億円減らすことができ、得られた財源を活用して、就任時から取り組んでいた小中学校の給食費の無償化（全額免除）を9月から実施することができました。皆様に衷心より御礼を申し上げます。

本日の会議では、1件の事業見直しの提案と、昨年度までに見直しを実施した12の事業の経過報告を行います。委員の皆様のご意見をお待ちしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（2）議 事

役員選出について

- ・委員の互選により委員長に田村光子委員、委員長の指名により委員長職務代理者に上坂理一委員が就任。

事業再評価について〈審議事項〉

①公共事業再評価委員会の役割及び審議方法等について

- ・事務局から資料説明。審議方法等について原案了承（意見、質疑等なし）。

②再評価対象事業について

- ・事務局から再評価実施事業一覧表を説明。「中央地域包括支援センター業務（介護予防支援事業）」の1事業を審議対象事業とすることとした。
意見、質疑は以下のとおり。

○意見、質疑

委員：包括支援センターの現状について、もう少し掘り下げて教えてください。

事務局：市の地域包括支援センターでは、市内各地区を3箇所に分けて担当しています。中央地域包括支援センターは市直営であり、そのほかの2つの包括支援センターについては、市から社会福祉協議会とハートフル広侖に業務を委託しています。

地域包括支援センターが行う業務に「介護予防支援事業」がありますが、中央地域包括支援センターの業務の多くを介護予防支援事業が占め、その他の業務を圧迫している状況です。市では、中央地域包括支援センターについて、本来の市直営のセンターの業務である「市内の地域包括支援センターの統括的な支援」を強化し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進したいと考えています。

委員：逆井山地区にお住まいの方が地域包括支援センターを利用する場合は、北部地域包括支援センターに行けばよいということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：各地域包括支援センターの担当地区があることは分かったのですが、市民からすると、「市直営の方が迅速に対応してもらえる」という印象があると思います。そのため、北部、南部の地域包括支援センターの担当地区について、市民にさらに周知することで、中央地域包括支援センターの集中を軽減できるのではないかと思います。

委員：自分が住んでいる地区を担当するセンターが分からないため、中央地域包括支援センターに来る方が多いという現状でよろしいでしょうか。また、そのような方が中央地域包括支援センターに来た場合、本来の担当である地域包括支援センターに案内するのか、もしくは、そのまま中央地域包括支援センターで対応するため、業務が増えてしまうということなのか、教えてください。

事務局：委員のおっしゃるとおり、介護を必要とする方が、まず市役所である中央地域包括支援センターにいらっしゃる、ということがあります。こういった介護についての相談は、各地域包括支援センターで担当しますが、中央地域包括支援センターでも行います。相談者が要支援1・2の認定を受け、実際の介護予防サービスを受けることになった場合、本来の担当である地域包括支援センターに案内しています。

委員：相談者は、はじめに中央地域包括支援センターを訪れ、要支援1・2に認定された場合に、自分が住んでいる地区を担当する地域包括支援センターに案内されるということでしょうか。

事務局：市民の皆様が介護に関する相談をする場合、第一の相談については、中央地域包括支援センターでも対応しています。ただ、例えば猿島地域にお住まいの方が、相談のために何度も岩井の本庁舎に足を運ぶのは大変ですので、利便性を考慮し、エリア毎に地域包括支援センターを設置しております。従いまして、最初に中央地域包括支援センターにご相談いただいた場合には、その相談内容を担当地区の地域包括支援センターに共有し、次回以降は担当地区の地域包括支援センターで相談できるような対応をしています。

ただ、委員のおっしゃるとおり、「自分がどこの地域包括支援センターに行けば良いのか分からない」という方がいらっしゃるように、地域包括支援センターの担当地区について周知徹底が図られていない状況ですので、今後の取り組みについて検討いたします。

委員：ご説明いただいている内容は、簡単に言うと、市役所の介護福祉課で扱っている介護予防業務の部分を委託する、ということでしょうか。その場合、市（中央地域包括支援センター）が担当している岩井第一、岩井第二（長谷1区を除く）、弓馬田地区の介護予防・支援業務はどこかに移管するのでしょうか。

事務局：委員がおっしゃった内容については、次の審議案件の方針をご説明する予定です。本事業が「見直しが必要である」となった場合、対応方針案の次の議題として、ご提案する予定です。具体的には、中央地域包括支援センターが行っているケアプラン作成業務等について、市内に多数存在する民間の介護保険サービス事業所に委託する方向で調整を進める、という提案を行いたいと考えております。

委員：今回の委員会では、中央地域包括支援センターの業務の委託先まで決定する訳ではない、ということでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりです。中央地域包括支援センターの業務の見直しについては、この後の「③対応方針案の審議について」で深掘りをして、ご提案をさせていただきます。

③対応方針案の審議について

- ・事務局から審議対象事業の対応方針案等を説明し、審議。
審議結果は以下のとおり（意見、質疑等なし）。

○審議結果 市から示された対応方針案及び考え方は妥当とする。

再評価実施事業の状況について〈報告事項〉

- ・これまでに再評価の審議を行った事業について、事務局からその後の経過を報告。意見、質疑は以下のとおり。

○意見、質疑

委員：事業番号①「公有財産管理事業（未利用地）」について、令和5年度に旧岩井西高等学校跡地を約3億9,500万円で売却したとのことですが、市は茨城県から旧岩井西高等学校跡地をいくらかで取得したのでしょうか。

事務局：市では、昨年8月に3億4,480万円で茨城県と仮契約を締結し、市議会の9月定例会議において可決され、本契約として同金額で取得しました。

その他

- ・事務局から追加資料として、市長に提出する意見書の案である「坂東市における公共事業の再評価に関する意見について」を配布。市長に意見具申を行うにあたり、審議対象事業である「中央地域包括支援センター業務（介護予防支援業務）」の内容及び市が示す対応方針案について、改めて説明。案のとおり、市長に意見書を提出することとした。

意見、質疑は以下のとおり。

○意見、質疑

委員：対応方針案では、中央地域包括支援センターの業務が、今まで北部及び南部地域包括支援センターが行っていた業務と同様になる、ということでしょうか。

事務局：現在も、中央地域包括支援センターは、北部及び南部地域包括支援センターと同じ業務を行っているところです。

市では、平成18年度以降、委託により北部と南部に地域包括支援センターを設置しましたが、平成28年度、市直営の中央地域包括支援センターを設置し、北部及び南部と同様の業務を行っています。市役所の中にあえて直営の地域包括支援センターを設置した理由として、北部及び南部と同様の業務を行うとともに、基幹的なセンターとして高齢者の相談や認知症の対策等を実施し、その業務を北部と南部に横展開していくという構想がありました。

しかし、中央地域包括支援センターの現状として、民間の事業所でも行っている「介護予防ケアマネジメント事業」等の業務が負担となり、基幹的なセンターとしての機能が果たせていない状況です。

今回の対応方針案として、まず、中央地域包括支援センターが行っている業務のうち、民間の事業所が行うことのできる業務を、よりノウハウのある民間の事業所に委託することで、さらなるサービスの向上や内容の充実を図ります。これにより、中央地域包括支援センターでは高齢者の総合相談や介護予防に取り組むことができ、市として高齢

者に対する様々なサービスや福祉の向上を図ることができると考えます。

委員：中央、北部、南部が同じ位置付けではなく、中央が一つ上に上がる、ということですか。

事務局：おっしゃるとおり、中央が一段上に上がり、北部と南部に対して見本を示していけるよう、中央地域包括支援センターの機能の強化を図るものです。

委員：北部及び南部地域包括支援センターについて、それぞれ「坂東市社会福祉協議会、ハートフル広侖に委託」とありますが、これは民間がやっているということですか。それとも、市の職員と一緒にやっているということですか。

事務局：北部及び南部地域包括支援センターについては、市と委託契約をし、市社会福祉協議会及びハートフル広侖に事業を実施いただいています。委託においては、市で仕様書を作成し、契約及び委託料の支払い等を行っています。業務を行っているのは、市の職員ではなく、市社会福祉協議会及びハートフル広侖雇用の職員です。それぞれ、市で雇用していない職種の職員もいるので、内容によっては市より充実した事業を行っているところですよ。

委員：捉え方の確認です。北部地域包括支援センターの担当地区は七重、生子菅、逆井山、杳掛、内野山、南部地域包括支援センターの担当地区は飯島、神大実、七郷、中川（長谷1区を含む）、長須であり、これらの地区の介護予防については、現在、それぞれ市社会福祉協議会及びハートフル広侖が行っていると理解してよろしいでしょうか。そして、今回の対応方針案については、中央地域包括支援センター（市）が行っている岩井第一、岩井第二（長谷1区を除く）、弓馬田地区の方々の介護予防ケアマネジメントを、他の地域包括支援センターに移すということによろしいでしょうか。

事務局：はい、他の地域包括支援センターや民間の事業所等に移していくということで間違いありません。

委員：では、北部及び南部が担当している地区は、今までと変わらないということですね。今回の対応方針案は、市が本来の業務に対応するため、市が行ってきた業務を他に移すという捉え方でよろしいですよ。

事務局：はい、間違いありません。

委員長：皆様にお諮りいたします。本委員会から市長に具申する意見について、記載内容のとおり「本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、対応方針案及び考え方は妥当とする」としてよろしいでしょうか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしということで皆さんの意見がまとまりましたので、こちらの内容で意見書の提出をお願いいたします。